

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年6月3日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 とも子

上越市監査委員 丸 山 章

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 監 査 の 種 類 | 定期監査 |
| 2 監 査 の 対 象 | 清里区総務・地域振興グループ、財政課、
頸城区総務・地域振興グループ、中郷区教育・文化グループ
三和区総務・地域振興グループ、市民生活・福祉グループ、教育・文化グループ |
| 3 監 査 の 着 眼 点 | 収入事務は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
還付手続きは適正化か。
補助金交付事務等は適正化か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。 |
| 4 監査の実施内容 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。 |
| 5 監査の実施場所 | 監査委員事務局 |
| 6 監 査 の 日 程 | 令和7年4月1日～令和7年5月27日 |
| 7 監 査 の 結 果 | 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。
(1) 指摘事項 なし
(2) 注意事項 16件
① 収入事務に関すること 1件
② 補助金交付事務に関すること 1件
③ 契約事務に関すること 7件
④ 検収事務に関すること 3件
⑤ 支出事務に関すること 1件
⑥ 事務執行に関すること 2件
⑦ 行政財産貸付に係る事務手続に関すること 1件 |